

西内委員長 ただいまから、議会運営委員会を開く。
中根委員が病気のため欠席しているので、御了承願う。
本日は、2月定例会を招集する告示があったので、その日程及び運営等について御協議願うため、お集まりいただいた。
それでは、お手元の協議事項の順に進めてまいりたいので、御協力願う。

1. 2月定例会の日程及び運営について

(1) 知事提出予定議案

西内委員長 初めに、2月定例会の日程及び運営についてである。
最初に、知事提出予定議案について、総務部長、説明を願う。

(徳重総務部長、説明)

西内委員長 何か質問はないか。

(なし)

西内委員長 なお、総務部長の説明資料にもあるとおり、今定例会には執行部の組織改編を行うための「高知県部設置条例の一部を改正する条例議案」が提出される予定である。
これに伴い、この条例が可決された場合には、お手元にお配りしてある高知県議会常任委員会所管事項を改正する必要がある。
このことについては、今後の議運で協議することとするので、御了承願う。

(了承)

(2) 会期及び会議日程

西内委員長 次に、1ページの資料1、会期及び会議日程についてである。
2月定例会の日程については、12月27日の議運で予定案としての協議をしている。
会期については、案のとおり、2月21日水曜日開会、3月21日木曜日閉会ということで、会期は30日間とし、会議日程については、資料1の日程表を御覧いただきたい。
以上のとおりで、御異議ないか。

(異議なし)

西内委員長 それでは、さよう決する。

(3) 質疑並びに一般質問

① 一括質問

ア 質問者（会派）の発言順序

西内委員長 次に、質疑並びに一般質問についてである。
まず、一括質問について御確認いただく。
質問者の発言順序であるが、申合せによると、自由民主党5名、日本共産党2名、県民の会1名、一燈立志の会1名、公明党1名、自由の風1名の計11名ということであるので、順序は所属議員数の多い順とし、一巡後は一会派に片寄らないように

するとの慣例によると、

質問第1日目 2月29日木曜日 自由民主党、日本共産党、県民の会
第2日目 3月1日金曜日 一燈立志の会、公明党、自由の風
第3日目 3月5日火曜日 自由民主党、日本共産党、自由民主党
第4日目 3月6日水曜日 自由民主党、自由民主党

の順になろうかと思うが、これに御異議ないか。

(異議なし)

西内委員長 それでは、さよう決する。

イ 発言者の制限時間等

西内委員長 次に、発言者の制限時間については、申合せのとおり、交渉会派の最初の各1人については代表質問とし50分以内、その他は40分以内とし、発言回数については3回以内ということで、御異議ないか。

(異議なし)

西内委員長 それでは、さよう決する。

ウ 発言者の届出

西内委員長 次に、2ページの資料2、発言者の届出についてである。

県民に広報するための本会議における発言者の届出については、申合せでは、招集告示後の議運開催日の午後5時となっているので、資料2の様式により、本日の午後5時までに事務局に提出されるよう、御協力願う。

エ 発言通告書の提出期限

西内委員長 次に、3ページの資料3、発言通告書の提出期限についてである。

申合せでは、質問第1日目の前日の正午となっているので、2月28日水曜日の正午ということで、御異議ないか。

(異議なし)

西内委員長 それでは、さよう決する。

なお、質問の要旨については、議運の申合せで、発言者の良識により具体的に記載することとなっているので、できるだけ具体的に記載願う。

②一問一答

ア 発言時間等

西内委員長 次に、一問一答についてである。

まず、発言時間については、申合せでは、答弁も含め原則1人60分以内とし、特に要望がある場合は、議運の了承を得るものとされている。

会派ごとの2月定例会での持ち時間は、自由民主党310分、日本共産党100分、県民の会70分、一燈立志の会70分、公明党50分の計600分となっているので、御了承願う。

(了 承)

西内委員長 なお、答弁も含め1人60分を超えての発言の要望があれば、申し出願う。

(な し)

西内委員長 それでは、申出がないので、原則どおりの運営とする。

イ 発言者及び発言所要時間の提出期限

西内委員長 次に、4ページの資料4、発言者及び発言所要時間の提出期限についてである。申合せにより、招集告示後の議運開催日の午後5時となっているので、本日の午後5時ということで、御了承願う。

(了 承)

ウ 発言通告書の提出期限

西内委員長 次に、5ページの資料5、発言通告書の提出期限についてである。申合せにより、一括質問最終日の前日の正午となっているので、3月5日火曜日の正午ということで、御了承願う。

(了 承)

西内委員長 以上、ここまでが、質疑並びに一般質問についてである。

(4) 請願書の受理期限

西内委員長 次に、請願書の受理期限についてである。申合せでは、議案付託日の前々日の本会議終了後1時間以内となっているので、3月6日水曜日の本会議終了後1時間以内とすることで、御異議ないか。

(異議なし)

西内委員長 それでは、さよう決する。

(5) 閉会中の常任委員会委員長報告

西内委員長 次に、閉会中の常任委員会委員長報告についてである。今回は、委員長報告を行いたいとの申出がなかったので、御報告する。

2. 次期常任委員及び議会運営委員について

(1) 常任委員会の会派構成

西内委員長 次に、6ページの資料6、次期常任委員及び議会運営委員についてである。令和6年度の常任委員及び議会運営委員の改選については、3月21日木曜日の閉会日に委員の選任を行うことになるので、御了承願う。

(了 承)

西内委員長 まず、各常任委員会の会派構成についてである。
令和6年度の各常任委員会の会派構成については、常任委員会所管事項の改正内容を踏まえる必要があるので、今後の議運で協議することとしたいが、いかがか。

(異議なし)

西内委員長 それでは、さよう決する。

(2) 議会運営委員会の会派構成

西内委員長 次に、議会運営委員会の会派構成についてである。
このことについては、令和6年度も現行と同じ会派構成になるかと思う。
については、自由民主党5名、日本共産党2名、県民の会1名、一燈立志の会1名、公明党1名ということで、御異議ないか。

(異議なし)

西内委員長 それでは、さよう決する。
なお、各会派における令和6年度の議運の委員については、7ページの様式により、3月11日月曜日正午までに事務局へ提出していただくよう、御協力願う。

(了 承)

3. 議会予算について

西内委員長 次に、8ページの資料7、議会予算についてである。
このことについて、事務局に説明をさせる。

(福島総務課長、説明)

西内委員長 何か質問はないか。

(な し)

4. その他

(1) 災害義援金

西内委員長 次に、その他についてである。
災害義援金について、事務局から報告がある。

福島総務課長 令和6年能登半島地震に対する義援金について御報告する。資料はない。
前回1月31日の議運で、県議会から災害義援金として、総額50万円を石川県に送ることを全会一致で御決定いただいた。義援金の贈呈については、先週2月6日火曜日に東京事務所長が石川県東京事務所を訪問し、高知県知事の目録と併せ、高知県議会議員一同の目録を石川県東京事務所長にお渡しさせていただいた。その後、2月8日木曜日に石川県議会事務局指定の義援金受付口座に振り込みをしている。
報告は以上である。

(2) その他

西内委員長

ほかに、その他で何かないか。

(な し)

西内委員長

それでは、協議事項は以上である。

次回の議運は、特別の事情がなければ、質問初日の2月29日木曜日、午前9時から開催することとする。

協議事項は、一問一答の発言順序等についてである。

以上で、本日の議会運営委員会を終わる。